

教育委員会定例会議事日程

平成31年2月1日(金) 午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
受理番号 87～103 市立北綱島特別支援学校に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 64 号議案 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について
教委第 65 号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について
教委第 66 号議案 平成 30 年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について
- 5 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○1/28 本会議（第1日）会期決定

2 市教委関係

（1）主な会議等

○1/22 平成30年度第2回指定都市教育委員会協議会

○1/28 スクールミーティング

（2）報告事項

3 その他

郵便はがき

2310016



横浜市 中区 真砂町 駅前 2-1-12
横浜市教育委員会

教育長 鯉 信也 様

インクジェット紙



受理番号 87



横浜市 中区 真砂町 駅前 2-1-12
横浜市教育委員会

教育長 鯉 信也 様

インクジェット紙



市立北網島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北網島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上野田特別支援学校（緑土ヶ谷区）の分校に移行されることになっています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案（2018年度までに北網島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北東部から北網島特別支援学校がなく、他の遠い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も速やかに進めていく」としており、保護者の不安は払っていません。

北網島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になったらこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給与負担も少なくて済みます。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

おたしのひとこと 遠慮なくとも 不審な学校長は 学区内には 毎年12月に 子どもの権利の要理を教えたときからいまま 息子の縁の下の力持ちに成長したと 喜ぶのを 止むことが 出来ず 特別支援学校

住所 横浜市港北区 名刺

郵便はがき

2310016



横浜市 中区 真砂町 駅前 2-1-12
横浜市教育委員会

教育長 鯉 信也 様

インクジェット紙



市立北網島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北網島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上野田特別支援学校（緑土ヶ谷区）の分校に移行されることになっています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案（2018年度までに北網島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北東部から北網島特別支援学校がなく、他の遠い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も速やかに進めていく」としており、保護者の不安は払っていません。

北網島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になったらこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給与負担も少なくて済みます。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

おたしのひとこと 遠慮なくとも 不審な学校長は 学区内には 毎年12月に 子どもの権利の要理を教えたときからいまま 息子の縁の下の力持ちに成長したと 喜ぶのを 止むことが 出来ず 特別支援学校

住所 横浜市港北区 名刺

郵便はがき

2310016

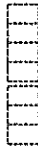
受理番号 89



横浜市 中区 内真砂駅前 2-1-12 横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也 様

インクジェット紙



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年9月で北綱島特別支援学校（港北区）が開校になり、4月から上野田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い既存不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども選にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も極やかに進めていく」としており、保護者の不安は拭いていません。

北綱島特別支援学校の保護者の95.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらぬ」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何かありません。また、分校の校長級の准校長等には、1/3の回の補給金は出ませんが、学校の運営なら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくする必要があります。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと

知能と学力を伸ばして、自立した社会で活躍してほしい。行政の改革を推進してほしい。

住所 相模原市南区巴尾

名前

郵便はがき

2310016

受理番号 90

横浜市 中区 内真砂駅前 2-1-12 横浜市教育委員会

教育長 鯉渕信也 様

インクジェット紙



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年9月で北綱島特別支援学校（港北区）が開校になり、4月から上野田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い既存不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども選にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も極やかに進めていく」としており、保護者の不安は拭いていません。

北綱島特別支援学校の保護者の95.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらぬ」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする理由は何かありません。また、分校の校長級の准校長等には、1/3の回の補給金は出ませんが、学校の運営なら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくする必要があります。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと

知能と学力を伸ばして、自立した社会で活躍してほしい。行政の改革を推進してほしい。

住所 川崎市幸区西本町

名前

郵便はがき

2310016



横濱市 中区 真砂 駅前 第一ビル 2 階 市内 教育委員会
教育長 鯉 渕 信 也 様



インクジェット用紙

受理番号 9/



横濱市 中区 真砂 駅前 第一ビル 2 階 市内 教育委員会
教育長 鯉 渕 信 也 様



インクジェット用紙



郵便はがき

2310016



市立北網島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北網島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月からは、保護者に説明もない横浜南教育委員会からの一方的な提案(2018年度までに北網島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。人口急増地域の横浜市北家部から北網島特別支援学校がなく、他の遠い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も県中に進めていく」としており、保護者の不安は察していません。北網島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になったらこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給与負担も少なくて済みます。開校の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
前 野 龍 岡 様 へ 程 池 様
行動もお願いしたい

住所 横浜市 港北区 北家部
名前

市立北網島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北網島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月からは、保護者に説明もない横浜南教育委員会からの一方的な提案(2018年度までに北網島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。人口急増地域の横浜市北家部から北網島特別支援学校がなく、他の遠い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も県中に進めていく」としており、保護者の不安は察していません。北網島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になったらこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給与負担も少なくて済みます。開校の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
子ども達が安心して学べるように
今のままの学校で存続してください。

住所 東京都 町田市 南成
名前

受理番号 93



郵便はがき

2310016

横浜市 中区 真砂町 第一ビル2
横浜市内 教育委員会
教育長 鯉渕信也 様

インクジェット用



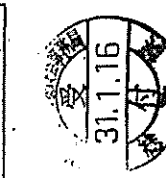
市立北綱島特別支援学校の分枝化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月から上野田特別支援学校(保土ヶ谷区)の分枝に移行されることとしております。
これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案(2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。
人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなく、他の近い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども運によってはお命に係わる無謀な計画でした。
大きな反対の声で、結果的には分枝という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も援やかに進めていく」としており、保護者の不安は拭いていません。
北綱島特別支援学校の保護者の86.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分枝になったらこれまでに変わらぬ」と市教育委員会は説明していますが、であれば分枝にする根拠は何もありません。また、分枝の校長級の准校長等には、1/3の園の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくなりますが、問題の多い分枝化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと 今のまの学校も存続を望みます。分枝の手は、横浜市の人が、横浜市の予算を多く使います。市の税金を削減します。

住所 東京都町田市南成瀬
名前

受理番号 93

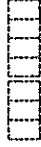


郵便はがき

2310016

横浜市 中区 真砂町 第一ビル2
横浜市内 教育委員会
教育長 鯉渕信也 様

インクジェット用



市立北綱島特別支援学校の分枝化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月から上野田特別支援学校(保土ヶ谷区)の分枝に移行されることとしております。
これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案(2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。
人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなく、他の近い肢体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども運によってはお命に係わる無謀な計画でした。
大きな反対の声で、結果的には分枝という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も援やかに進めていく」としており、保護者の不安は拭いていません。
北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分枝になったらこれまでに変わらぬ」と市教育委員会は説明していますが、であれば分枝にする根拠は何もありません。また、分枝の校長級の准校長等には、1/3の園の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るので、横浜市の給与負担も少なくなりますが、問題の多い分枝化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと 高砂校区に在る分枝の学校を維持したい。学校は高砂校区にあり、分枝は高砂校区にあり、高砂校区の教育を望みます。

住所 町田市南成瀬
名前

郵便はがき

2310016



横浜市 中区 真砂町 第一ビル2
区内真砂駅前第一ビル2
横浜市教育委員会

教育長 鯉 信也 様

インクジェット紙

24101023

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上青田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されることとしております。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなく、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も縁やかに進めていく」としており、保護者の不安は払っていません。

北綱島特別支援学校の保護者の86.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るもので、横浜市の給与負担も少なくすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしの口はこと是非、特別支援学校に通学している児童、生徒の保護者として、自分の目と心でしっかりと確認していただきたい。そして保護者の願いにきちんと応えてほしい。

住所 横浜市旭区本宿町

名前

受理番号 16



郵便はがき

2310016



横浜市 中区 真砂町 第一ビル2
区内真砂駅前第一ビル2
横浜市教育委員会

教育長 鯉 信也 様

インクジェット紙

24101023

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上青田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されることとしております。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなく、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も縁やかに進めていく」としており、保護者の不安は払っていません。

北綱島特別支援学校の保護者の86.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長級の准校長等には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るもので、横浜市の給与負担も少なくすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしの口はこと是非、特別支援学校に通学している児童、生徒の保護者として、自分の目と心でしっかりと確認していただきたい。そして保護者の願いにきちんと応えてほしい。

住所 横浜市栄町

名前

受理番号 97



おれ入りき
が、60円
切はカン
ハでお願い
します。

〒231-0016

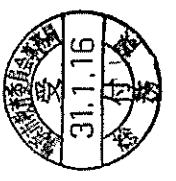
横浜市中区真砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

受理番号 98



おれ入りき
が、60円
切はカン
ハでお願い
します。

〒231-0016

横浜市中区真砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上野田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする河橋整備計画）によるものでした。人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い団体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども選にとっては命に係わる無謀な計画でした。大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「河橋整備計画は間違っていない、今後も様やかに進めていく」としており、保護者の不安は構えています。北綱島特別支援学校の保護者の98.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする提案は何もありません。また、分校の校長職の准校長職には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出る。横浜市の給与負担も少なくする必要があります。同様の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
子どもたちの教育を数々の権利をうば
ないでください。

住所 横浜市中区港南区下永谷
名前

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上野田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。これは、保護者に説明もない横浜市教育局からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする河橋整備計画）によるものでした。人口急増地域の横浜市北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い団体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども選にとっては命に係わる無謀な計画でした。大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「河橋整備計画は間違っていない、今後も様やかに進めていく」としており、保護者の不安は構えています。北綱島特別支援学校の保護者の98.2%が、今の学校のままでの教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする提案は何もありません。また、分校の校長職の准校長職には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出る。横浜市の給与負担も少なくする必要があります。同様の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
子どもたちの教育を数々の権利をうば
して下さう。

住所 横浜市中区港南区平海町
名前

受理番号 97



お申し込みが
すが、6月
切手はカン
バでお願い
します。

〒231-0016

横浜市中区真砂町 2-12

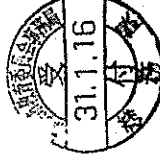
関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

お申し込みが
すが、6月
切手はカン
バでお願い
します。

受理番号 700



〒231-0016

横浜市中区真砂町 2-12

関内駅前第一ビル内

横浜市教育委員会

教育長 鯉淵 信也 様

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月からは青田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする西郷整地計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜港北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い区体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども運にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も様々に進めていく」としており、保護者の不安は払っています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままでいることを希望していますが、「分校になってもこれまでと変わらな

い」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校基額の準拠基準には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校基には出るので、横浜市の給与負担も少なくすみます。

同様の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
ハンコをもていって意見を
寄らせてほしい。場所は横浜北綱島特別支援学校
の従前の、横浜港北東部の第一ビル内

住所 横浜市金沢区草薙1-5-1
名前

市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月からは青田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されようとしています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする西郷整地計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜港北東部から北綱島特別支援学校がなくなくなり、他の近い区体不自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども運にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も様々に進めていく」としており、保護者の不安は払っています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままでいることを希望していますが、「分校になってもこれまでと変わらな

い」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校基額の準拠基準には、1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校基には出るので、横浜市の給与負担も少なくすみます。

同様の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
ハンコをもていって意見を
寄らせてほしい。場所は横浜北綱島特別支援学校
の従前の、横浜港北東部の第一ビル内

住所 横浜市金沢区草薙1-5-1
名前

郵便はがき

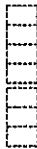
2310016



横浜市中区真砂駅前 横浜2-1-12 横浜市教育委員会

教育長 鯉 渕 信 也 様

インクジェット紙



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月から上野田特別支援学校(保土ヶ谷区)の分校に移行されることになっています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案(2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。

人口急増地域の横浜市北郷前から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い地区は不自由特別支援学校に通うことになり、通学時間が長くなり、子ども達にとっては前に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も根やかに進めていく」としており、保護者の不安は続いています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長職の兼校長等に1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給費負担も少なくなっています。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
北郷前特別支援学校は、2018年度から上野田特別支援学校に移行されることになり、通学時間が長くなり、子ども達にとっては前に係わる無謀な計画です。

住所 横浜市 保土ヶ谷区 長瀬 1-1-1

名前

受理番号 / 〇 /



横浜市中区真砂駅前 横浜2-1-12 横浜市教育委員会

教育長 鯉 渕 信 也 様

インクジェット紙



市立北綱島特別支援学校の分校化の見直しを

今年3月で北綱島特別支援学校(港北区)が閉校になり、4月から上野田特別支援学校(保土ヶ谷区)の分校に移行されることになっています。

これは、保護者に説明もない横浜市教育委員会からの一方的な提案(2018年度までに北綱島特別支援学校を閉校にする再編整備計画)によるものでした。

人口急増地域の横浜市北郷前から北綱島特別支援学校がなくなり、他の遠い地区は不自由特別支援学校に通うことになり、通学時間が長くなり、子ども達にとっては前に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画は間違っていない、今後も根やかに進めていく」としており、保護者の不安は続いています。

北綱島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする根拠は何もありません。また、分校の校長職の兼校長等に1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給費負担も少なくなっています。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと
長時間の通学で毎日に終わると思いが、

住所 横浜市 保土ヶ谷区 長瀬 1-1-1

名前

郵便はがき



2310016

横 浜 市 中 区 真 砂 前 町 第 2 一 丁 1 番 2 号
横 浜 市 教 育 委 員 会
教 育 長 鯉 渕 信 也 様

〒311-1716
12-16



インクジェット紙

受理番号 / 103



市立北郷島特別支援学校の分校化の具直しを

今年3月で北郷島特別支援学校（港北区）が閉校になり、4月から上吉田特別支援学校（保土ヶ谷区）の分校に移行されることになっています。

これは、保護者に説明もない根拠市教育委員会からの一方的な提案（2018年度までに北郷島特別支援学校を閉校にする再編整備計画）によるものでした。

人口急増地域の横浜市保土ヶ谷区から北郷島特別支援学校がなくなり、他の遠い区は自由特別支援学校に通うことになれば、通学時間が長くなり、子ども達にとっては命に係わる無謀な計画でした。

大きな反対の声で、結果的には分校という形で残りますが、市教育委員会は、「再編整備計画」は間違っていない、今後も区や市に遊めていく」としており、保護者の不安は構えています。

北郷島特別支援学校の保護者の96.2%が、今の学校のままで教育を希望しています。「分校になってもこれまでと変わらない」と市教育委員会は説明していますが、であれば分校にする問題は何もありません。また、分校の校長経験には1/3の国の補助金は出ませんが、学校のままなら校長には出るため、横浜市の給与負担も少なくすみます。

問題の多い分校化をぜひ見直ししてください。

わたしのひとこと

北郷島は障害の寛い子が多い分校でなく本校体制で

住所 横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 上 吉 田

名前

教委第 64 号議案

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について

横浜市学齡児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の一部改正に伴い、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部を改正
する規則

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則（昭和26年10月横浜市
教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 条例第2条及びこの規則において「保護者」とは、条例第
1条に規定する学齢児童等（以下「学齢児童等」という。）に対
して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは未成年後見
人その他教育長が必要と認める者をいう。

第3条中「学齢児童又は学齢生徒の在学する」を「学齢児童等が
在学し、又は入学しようとする」に、「通じて」を「経て」に改め
、同条に次のただし書を加える。

ただし、条例第3条第3項前段の規定に該当する場合には、校
長を経ないで教育長に申請する。

第5条中「通じて」を「経て」に改め、同条に次のただし書を加
える。

ただし、教育長が必要があると認める場合には、校長を経ない
で保護者に通知する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要があると認める場合は、この限りでない
。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則の一部改正について

1 制定理由

「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」が一部改正され、平成31年3月1日に施行されます。同条例では施行に関し必要な事項を「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」で定めるとしていることから、同規則の一部を改正する規則を制定します。

2 改正の概要

小学校入学予定者の保護者に入学準備費を支給できるよう、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例」を改正したことを受け、「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」においても一部改正を行います。

- (1) 学齢児童又は学齢生徒の保護者に加え、入学予定の保護者を加えます。
- (2) 入学しようとする学校が確定していない場合などは、教育委員会に申請できることとします。

3 「横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則」新旧対照表（案）

改正前 (第1条省略)	改正後 (第1条省略)
<p style="text-align: center;"><u>(保護者)</u></p> <p>第2条 <u>条例第2条の保護者とは、学齢児童又は学齢生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(交付の申請)</p> <p>第3条 就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする保護者は、条例第3条に規定する就学奨励金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添付して、<u>学齢児童又は学齢生徒の在学する学校の校長（以下「校長」という。）を通じて教育長に申請する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第4条省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(定義)</u></p> <p>第2条 <u>条例第2条及びこの規則において「保護者」とは、条例第1条に規定する学齢児童等（以下「学齢児童等」という。）に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは未成年後見人その他教育長が必要と認める者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;">(交付の申請)</p> <p>第3条 就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けようとする保護者は、条例第3条に規定する就学奨励金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添付して、<u>学齢児童等が在学し、又は入学しようとする学校の校長（以下「校長」という。）を経て教育長に申請する。ただし、条例第3条第3項前段の規定に該当する場合には、校長を経ないで教育長に申請する。</u></p> <p style="text-align: center;">(第4条省略)</p>

改正前	改正後
<p>(審査結果の通知)</p> <p>第5条 教育長は、前条の審査の結果を校長を通じて保護者に通知する。</p> <p>(請求の手續)</p> <p>第6条 保護者は、奨励金の交付の請求及び受領について校長に委任するものとする。</p> <p>(第6条第2項、第7条省略)</p>	<p>(審査結果の通知)</p> <p>第5条 教育長は、前条の審査の結果を校長を経て保護者に通知する。<u>ただし、教育長が必要があると認める場合には、校長を経ないで保護者に通知する。</u></p> <p>(請求の手續)</p> <p>第6条 保護者は、奨励金の交付の請求及び受領について校長に委任するものとする。<u>ただし、教育長が必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(第6条第2項、第7条省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成31年3月1日から施行する。</u></p>

4 意見公募について

規則の制定に関して意見公募を実施しました。

(1) 意見提出期間

平成30年11月22日から平成30年12月21日まで

(2) 提出意見数

なし

(3) 意見公募結果の公示

平成31年2月15日(予定)

5 施行予定日

平成31年3月1日

教委第 65 号議案

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 1 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

視聴覚教材機材の貸出の終了に伴い、視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止したいので提案する。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

視聴覚教材機材の貸出に関する規則を廃止する規則

視聴覚教材機材の貸出に関する規則（昭和32年6月横浜市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年3月1日から施行する。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について（概要）

1 規則改正の理由

横浜市視聴覚教材機材の貸出は、インターネットコンテンツの充実等により、近年利用が減少していること等を踏まえ、16ミリフィルム教材について貸出を行っている神奈川県立図書館に寄贈するなど、登録団体への貸出が継続されるよう配慮しつつ、事業を終了します。

これにより「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」を廃止します。

2 規則廃止後について

(1) 16ミリフィルム教材及び映写機等

現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館が引き取りを希望するものを同館に寄贈します。

神奈川県立図書館では、16ミリフィルム教材及び映写機などの機材を、16ミリフィルム利用団体に貸出しています。

市立学校を含む視聴覚教材・機材の貸出の登録団体は、神奈川県立図書館で利用登録後、引き続き借用が可能となります。

(2) VHS（ビデオ）教材及び映写機等

現在保有する教材・機材のうち、神奈川県立図書館及び市他部署が引取りを希望するものを、寄贈または移管します。

神奈川県立図書館では、館内視聴が可能となります。

市他部署の一部では、市民などに貸出が行われており、引き続き市立学校を含む市民も借用が可能となります。

(3) DVD教材

DVD教材は市立学校の利用頻度が高いことから、横浜市授業改善支援センターで市立学校向けに貸出を継続します。

(4) 登録団体等

市立学校を含む登録団体に対しては、市他部署及び神奈川県立図書館の利用方法についてご案内します。

本市「16ミリ映写技術認定証」は、神奈川県立図書館で利用登録を行う際にも有効です。

3 施行予定日

平成 31 年 3 月 1 日

4 規則等に係る意見公募について

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づき、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の廃止について平成 30 年 12 月 14 日から平成 31 年 1 月 15 日まで意見公募を行いました。

その結果、当該案に対する意見はありませんでした。

○視聴覚教材機材の貸出に関する規則

昭和32年6月15日

教委規則第6号

改正 昭和35年3月教委規則第5号

昭和49年6月教委規則第4号

平成2年2月教委規則第2号

平成5年4月教委規則第8号

平成6年3月31日教委規則第11号

平成25年8月5日教委規則第12号

平成30年3月30日教委規則第8号

注 平成2年2月から改正経過を注記した。

〔視聴覚教材機材の貸出に関する規則〕を次のように定める。

視聴覚教材機材の貸出に関する規則

(趣旨)

第1条 視聴覚教材機材の貸出については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平2教委規則2・一部改正)

(貸出の対象)

第2条 視聴覚教材機材の貸出を受けることのできるものは、第4条の規定により登録された団体(以下「登録団体」という。)とする。

(平2教委規則2・平25教委規則12・一部改正)

(使用の制限)

第3条 視聴覚教材機材は、教育的又は文化的目的で使用するものとし、政治、宗教又は営利を目的とする使用その他教育長が不適当と認める使用をしてはならない。

(平2教委規則2・平25教委規則12・一部改正)

(団体の登録)

第4条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする団体は、あらかじめ教育長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする団体は、利用団体登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

- (2) その他教育長が必要と認める書類
- 3 教育長は、前項の規定による登録の申請があった場合において、次に掲げる団体（政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とした活動を行う団体を除く。）のいずれかに該当するときは、登録簿に登録するとともに、当該登録団体に登録証（第2号様式）を交付するものとする。
- (1) 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に係る機関
- (2) 市内の自治会・町内会
- (3) 市内に主たる事務所がある社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (4) その他前3号に掲げる団体に準ずるものとして教育長が認める団体又は官公署
- 4 前項の規定により登録簿に登録する事項（以下「登録事項」という。）は、次に掲げるものとする。
- (1) 登録団体の住所及び名称
- (2) 登録団体の代表者の氏名及び連絡先
- (3) 連絡先が前号の代表者以外の者である場合は、その者の住所、氏名及び連絡先
- (4) 登録年月日
- (5) 登録証番号
- 5 第1項の登録の有効期間は、登録証の交付の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 6 登録団体は、登録事項に変更があった場合は、直ちにその旨を教育長に届け出なければならない。
- 7 登録団体は、登録証を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、その再交付を教育長に申請することができる。
- 8 教育長は、登録団体が虚偽の登録、他の団体への登録証の転貸その他不正な行為をした場合は、その登録を取り消し、又は一定の期間を定めて視聴覚教材機材の貸出を停止することができる。
- 9 教育長は、登録団体が次条の登録の更新をせず、又は前項の規定により登録を取り消し

た場合は、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

(平25教委規則12・追加、平30教委規則8・一部改正)

(登録の更新)

第5条 登録団体は、前条第5項の有効期間の満了の日以後も引き続き視聴覚教材機材の貸出を受けようとする場合は、その登録の更新を受けなければならない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の更新について準用する。

(平25教委規則12・追加)

(貸出教材機材の品目及び数量)

第6条 視聴覚教材機材の品目、1回の貸出数量及び貸出期間は、別表のとおりとする。

(平2教委規則2・全改、平25教委規則12・旧第4条繰下)

(貸出手続)

第7条 視聴覚教材機材の貸出を受けようとする登録団体は、教育長の承認を受けなければならない。

2 登録団体は、借用の際に登録証を、また映写機及び映画フィルムの貸出を受けようとする場合は、映写機を操作する者の技術認定証を同時に提出しなければならない。

(平2教委規則2・一部改正、平25教委規則12・旧第5条繰下・一部改正)

(返還手続)

第8条 貸出を受けた視聴覚教材機材を返還しようとするときは、視聴覚教材機材利用報告書(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 やむを得ない事由により所定の期日までに視聴覚教材機材を返還できない場合は、必ずその期日前までに貸出期間の延長について教育長の承認を受けなければならない。

(平2教委規則2・旧第8条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第6条繰下・一部改正)

(転貸の禁止)

第9条 貸出を受けた視聴覚教材機材は、他に転貸してはならない。

(平2教委規則2・旧第10条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第7条繰下)

(管理責任)

第10条 視聴覚教材機材の貸出を受けた登録団体(以下「利用者」という。)は、当該視聴覚教材機材を教育長に返還するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用者が、貸出を受けた視聴覚教材機材を損傷し、又は亡失したときは、教育長が指定

する現物又は時価により損害を弁償しなければならない。

(平2教委規則2・旧第11条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第8条繰下・

一部改正)

(貸出の停止等)

第11条 教育長は、利用者がこの規則に違反した場合は、視聴覚教材機材の利用を停止し、その返還を求め、又は以後の貸出を禁止することができる。

2 利用者は、前項の規定により視聴覚教材機材の利用を停止された場合は、直ちに教育長に返還しなければならない。

3 前項の場合において、受取人を派出して視聴覚教材機材の返還を求めたときは、その費用は利用者の負担とする。

(平2教委規則2・旧第12条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第9条繰下・

一部改正)

(費用負担)

第12条 視聴覚教材機材の利用は、無償とする。ただし、運搬に要する費用は、利用者の負担とする。

(平2教委規則2・旧第13条繰上・一部改正、平25教委規則12・旧第10条繰下)

(取扱時間等)

第13条 視聴覚教材機材の貸出及び返還の取扱時間は、日曜日、月曜日、土曜日、休日及び横浜市中央図書館の休館日（以下「休業日」という。）を除き、午前9時30分から午後5時までとする。

(平2教委規則2・旧第14条繰上・一部改正、平5教委規則8・一部改正、平25

教委規則12・旧第11条繰下・一部改正、平30教委規則8・一部改正)

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平25教委規則12・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和35年3月教委規則第5号)

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年6月教委規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。

(視聴覚教材教具の貸出に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

8 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の視聴覚教材教具の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (平成2年2月教委規則第2号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月教委規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報の保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成25年8月教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の視聴覚教材機材の貸出に関する規則(以下「旧規則」という。)第5条第2項の団体登録証の交付を受けている団体は、この規則の施行の日においてこの規則による改正後の視聴覚教材機材の貸出に関する規則第4条第1項の登録を受けた団体とみなして、同規則の規定を適用する。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年3月教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の視聴覚教材機材の貸出に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により作成されている様式書類等（次項の規定による登録証を除く。）は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第2号様式による登録証は、当該登録証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

別表

（平2教委規則2・全改、平30教委規則8・一部改正）

品目	数量	期間
映写機	1台	6日間
映画フィルム	3本以内 劇映画、マンガ映画は、1本限りとする。	
DVD・ビデオ教材	3本以内	
録音教材	3本以内	
暗幕	20枚以内	
スクリーン	1本	

備考 貸出日と返却日を含み6日以内。ただし、途中の休業日も含む。

第1号様式(第4条第2項)

利用団体登録申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市教育委員会教育長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話

視聴覚教材機材の貸出に関する規則第1条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

連絡先 (連絡先が代表者以外の場合に記入してください。)	氏名					
	住所	〒				
	電話		F A X			
団体の目的 (具体的に記入してください。)						
団体の構成員	未就学児	小学生	中学生	高校生以上の未成年者	成年者	計
	人	人	人	人	人	人
備 考						
				※登録証番号	※交付日	

(注意) 1 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) その他教育長が必要と認める書類

2 ※印の欄は、記入しないでください。

(A4)

第2号様式(第4条第3項)

(表)

86 ミリメートル							
51 ミリメートル	登録証						
	視聴覚教材機材の貸出に関する利用登録団体であることを証明します。						
	番 号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td></tr></table>						
団 体 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 300px; height: 15px;"></td></tr></table>							
有 効 期 限 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td><td style="width: 15px; height: 15px;"></td></tr></table> 横浜市教育委員会							

(裏)

1 視聴覚教材機材を借用する際には、必ず本証を提出してください。
2 本証を紛失したり、団体の住所・代表者その他に変更があった際には、すぐに届け出てください。
3 本証の提出をもって、代表者又は代表者の意思に基づく申請として取り扱いますので大切に保管してください。
横浜市教育委員会

第3号様式(第8条第1項)

視聴覚教材機材利用報告書

年 月 日

横浜市教育委員会教育長

住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話

整理番号	品名	利用回数	人数
		回	人

予 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 会 場	
教 材 等 の 状 況	
今 後 の 希 望	
取 扱 者 認 定 証No.	
取 扱 者 氏 名	

(A1)

第1号様式(第4条第2項)

(平25教委規則12・追加、平30教委規則8・一部改正)

第2号様式(第4条第3項)

(平2教委規則2・全改、平25教委規則12・旧第1号様式繰下・一部改正、平30
教委規則8・一部改正)

第3号様式(第8条第1項)

(平6教委規則11・全改、平25教委規則12・旧第2号様式繰下・一部改正)